重 要 事 項 説 明 書

1　経営主体

（1）法　人　名　　社会福祉法人　かいた福祉会

（2）所　在　地　　福岡県飯塚市勢田 2593 番地 65

（3）設立年月日　　昭和６０年１２月２８日

2　事業所の概要

（1）事業所の名称　指定通所介護事業所　デイサービスセンターごんげん堂
事業所番号　第４０７６４０００３７号

（2）所　在　地　　福岡県飯塚市勢田 2593 番地 65

（3）電 話 番 号　　０９４８－９２－７８７８

（4）開設年月日　　平成４年５月１日

（5）管　理　者　　山本　昭子

（6）事業実施地域　飯塚市・嘉麻市・小竹町・直方市・福智町・桂川町

（7）営　業　日　　月曜日～土曜日
休　　日　　毎週日曜日・１２月３１日～１月３日
営 業 時 間　　午前 8 時 30 分より午後 5 時 30 分

（8）事業所の目的　指定通所介護、介護予防・日常生活支援総合事業第１号通所事業は、介護保険法令に従い、契約者（利用者）が、その有する能力に応じ可能な限り自立した日常生活を営むことができるように支援することを目的として、契約者に通所介護サービスを提供します。

（9）利 用 定 員　　３０名

3　職員の配置状況

当事業所では、契約者に対して通所介護サービスを提供する職員として、以下の職種を配置しています。

（主な職種の勤務体制）

職　　種	勤　務　時　間
相談指導員	8：30　～　17：30
看　護　師	8：30　～　17：30
介 護 職 員	8：30　～　17：30

4　当事業所が提供するサービスと利用料金

当事業所では、契約者に対して以下のサービスを提供します。

（１）　利用料金が介護保険から給付される場合

○介護保険給付対象サービス（契約書第４条参考）

①食事

・栄養士の立てる献立により、栄養並びに契約者の身体の状況及び嗜好を考慮した食事を提供します。

②入浴

・入浴又は清拭を行います。歩行が不自由な方でも座位入浴機器を使用して入浴することができます。

③排泄

・契約者の身体の状況に応じ介助いたします。排泄の自立についても適切な援助を行います。

④機能訓練

・機能訓練指導員による、契約者の状況に適合した機能訓練を行い、心身ともに低下を予防するよう努めます。

⑤健康管理

・看護職員が健康管理を行います。

⑥送迎

・必要な方に対して送迎を行います。

⑦利用料金は別紙ご参照ください。

（２）利用料金の全額を負担していただく場合

○介護保険給付対象外サービス（契約書第５条、第６条参考）

①　サービス利用時の食事代

②　おむつ・尿取りパット等

・持参を原則としますが、不足が生じた場合は実費を頂きます。

上記の他日常生活においても必要となる費用で、契約者の負担が適当と認められる場合は実費を頂きます。

③　複写物の交付

・契約者は、サービス提供についての記録をいつでも閲覧できますが、複写物を必要とする場合は実費をご負担いただきます。

（３）利用料金のお支払方法（契約書第６条参考）

前記（１）（２）の料金は、請求書を確認のうえお支払いください。

（４）利用の中止・変更・追加（契約書第７条参考）

利用予定日の前に、契約者の都合により通所介護サービスの利用を中止又は変更、もしくは新たにサービスの利用を追加することができます。

この場合は、サービス実施日の前日までに事業所に申し出てください。

5　苦情の受付について（契約書第２１条参考）

（１）当事業所における苦情やご相談は下記の窓口で受け付けます。

担当者　　生活相談員　　園田　由美子

受付時間　　月曜日～土曜日　９時～１７時

（２）飯塚市役所　介護保険課

〒820-8501　飯塚市新立岩５番５号

TEL:0948-22-5500　　FAX:0948-25-6214

（３）国民健康保険団体連合会

〒812-8521　福岡市博多区吉塚本町 13-47

TEL:092-642-7859　　FAX:092-642-7857

（４）福岡県介護保険広域連合

〒812-0044　福岡市博多区千代４丁目１番 27 号福岡県自治会館３階

TEL:092-643-7055　FAX:092-641-2432

令和　　年　　月　　日

指定通所介護　介護予防・日常生活支援総合事業第１号通所事業のサービスの提供に際し、本書面に基づき重要事項の説明を行いました。

デイサービスセンター　ごんげん堂

説明者　　㊞

私は、本書面に基づき事業者から重要事項の説明を受け、指定通所介護　介護予防・日常生活支援総合事業第１号通所事業サービスの提供開始に同意致しました。

契約者

住　所

氏　名　　㊞

代理人

住　所

氏　名　　㊞

契約者との続柄（　　）